

第2期 荒尾市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2～6年度 【概要版】



令和2年3月
荒尾市

第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画

子どもや子育て世帯をめぐる社会情勢の変化、これまでの国の動向と本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

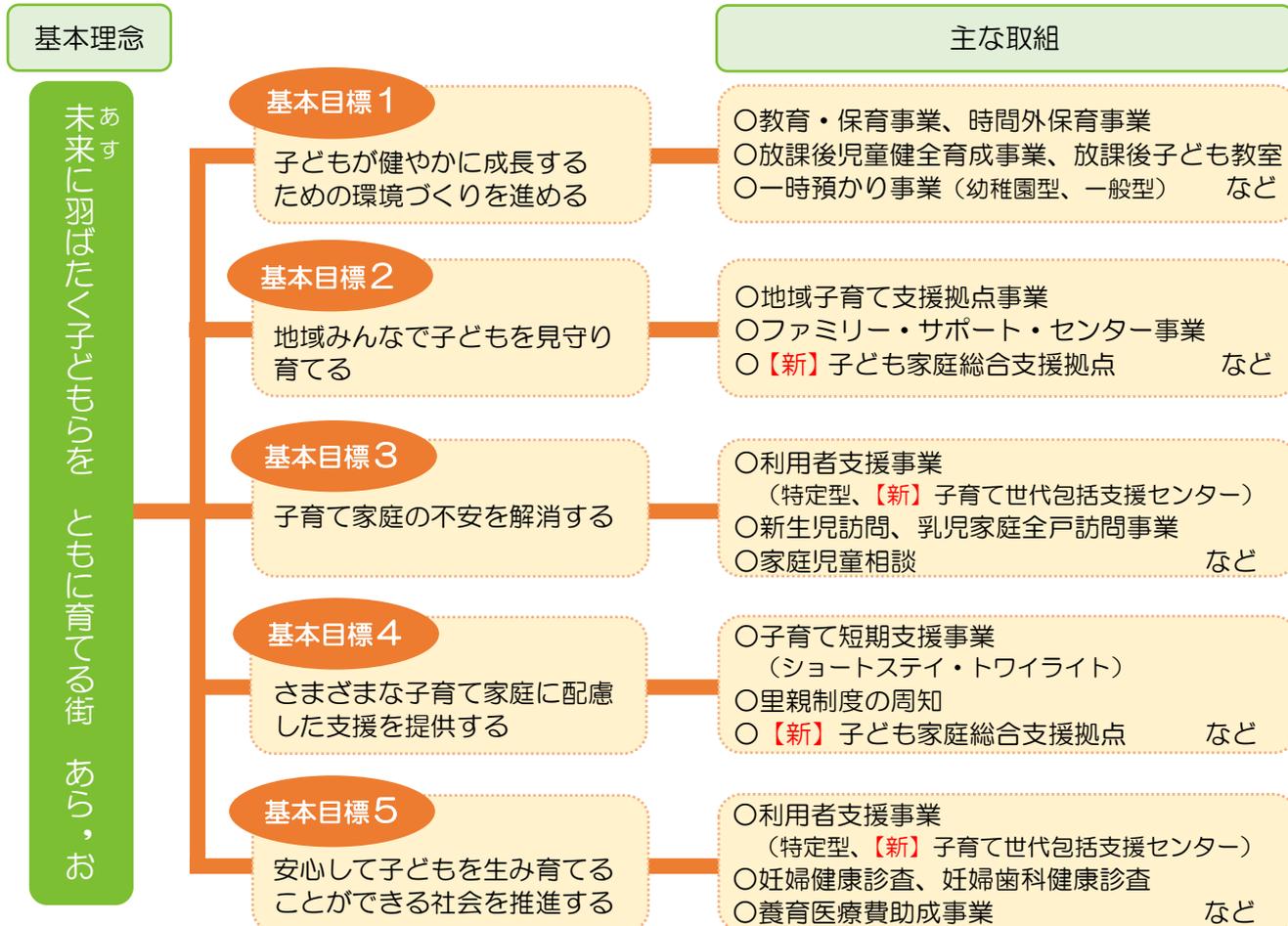
子ども・子育て支援法に基づき、「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画の期間とします。

基本理念

あす 未来に羽ばたく子どもらを とともに育てる街 あら' お

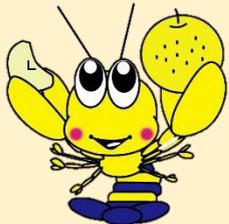
これまで実施してきた「荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」の基本理念を引き継ぎ、地域を挙げて子どもとともに育て、子どもとともに育ち合う風土、子育ての楽しさ・大切さの発見と感動を、あらゆる人々が分かち合える風土を「あら' お」のまちにしっかりと築けるよう、子ども・子育て支援事業の展開を図ります。

計画の体系



計画の重点的な取組

「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」では、以下の項目について重点的に取り組みます。

	重点的な取組	内 容
【 継続 取組 】	幼児期の 教育・保育の充実 	女性の社会進出の増加や就労形態の多様化等により、幼児教育・保育の分野においては、今後も高いニーズが見込まれます。 このため、保育所や認定こども園等におけるニーズの受け皿の確保に努め、定員の弾力運用も活用しながら待機児童の解消に努めます。
【 拡充 取組 】	放課後児童クラブの 受入枠拡充 	保護者の就労等により、放課後児童クラブの利用希望者は高学年児童を含め年々増加しています。 このため、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に沿った受入枠拡充を図るとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携や、特別な配慮を必要とする子どもの受入推進等、事業の充実にも努めます。
【 新規 取組 】	子育て世代 包括支援センター等 の整備 	母親の妊娠期から切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを令和2年度に開設し、妊娠・出産・子育てに関する相談をワンストップで受け、必要に応じた個別支援の実施に努めます。 また、更なる支援充実のための保健・福祉・子育て支援施設の整備についても検討を進めていきます。
【 新規 取組 】	子ども家庭総合 支援拠点の整備 	子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応及び子どもの貧困対策推進のため、子ども家庭総合支援拠点を令和2年度に開設し、支援を必要としている子どもやその世帯等に対する適切な支援に努めます。

教育・保育等の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域は、市全域を1区域として設定します。

※地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案したものを教育・保育提供区域といたします。

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された以下の認定区分ごとに設定します。

認定区分			
認定区分	年齢	利用できる主な施設	内容
1号認定 (3～5歳教育標準時間認定)	3～5歳	幼稚園、認定こども園	満3歳以上で、教育を希望する児童(保育の必要性無)
2号認定 (3～5歳保育時間認定)	3～5歳	保育所、認定こども園 地域型保育	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童(保育の必要性有)
3号認定 (0～2歳保育時間認定)	0～2歳	保育所、認定こども園 地域型保育	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童(保育の必要性有)

教育・保育施設等の量（利用者数）の見込み及び確保方策						
認定区分	現状値 (平成30年度)		令和6年度（最終年度）			
	利用者数		量の見込み	確保方策		
				施設別の利用定員		合計
1号認定	幼稚園 認定こども園	427人	343人	幼稚園	50人	429人
				認定こども園	379人	
2号認定	保育所 認定こども園	898人	873人	保育所	669人	923人
				認定こども園	254人	
3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	832人	778人	保育所	546人	779人
				認定こども園	214人	
				地域型保育事業	19人	

荒尾市清里保育園の今後の運営の在り方について

現在、唯一の公立保育所である荒尾市清里保育園の在り方については、第2期計画策定の際に廃止または民営化等を検討することとしていましたが、今後見込まれる保育ニーズの状況等を考慮すると、現行の体制を維持しながら適切に対応していくことが優先課題であると考え、老朽化した施設の対策を講じながら、当面の間、公立保育所として維持していきます。

地域子ども・子育て支援事業

ニーズが高まっている放課後児童健全育成事業において事業単位の拡充等を図るとともに、令和2年度に開設する子育て世代包括支援センターにおいて利用者支援事業を新たに開始します。
また、その他の事業については現在の供給体制を維持しながらニーズに適切に対応していきます。

事業	事業の内容	実施場所等 (令和2年3月現在)
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所(園)等において通常の保育時間の前後に保育を行う事業です。	市内の保育所、認定こども園
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が仕事等で昼間家にいない小学生が、放課後に学校等で過ごせる居場所づくりを行い、健全育成を図る事業です。	市内の放課後児童クラブ
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト)	ショートステイ ：保護者が病気等により、子どもを保育できない場合に、短期間、宿泊で預かりを行う事業です。 トワイライト ：夜間子どもの保育ができない場合、一時的に預かりを行う事業です。(宿泊はありません)。	市内児童養護施設(シオン園)及び熊本市、大牟田市の児童養護施設・乳児院
地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育て相談等を行う事業です。	市内保育所3か所 (なかよし・桜山・カンガルー)
一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園で実施されてきた、在園児を対象とした教育時間後の預かり保育に相当する事業です。	市内・市外の認定こども園
一時預かり事業 (一般型)	保護者が用事や病気等で一時的に家庭での保育ができなくなった時に預かりを行う事業です。	清里保育園
病児・病後児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が保育できない場合に、病院・保育所(園)等で預かりを行う事業です。	病児保育キュービッド等
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを援助したい人(協力会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員登録をし、会員同士の援助活動(子どもの預かりや送迎など)の調整等を行う事業です。	さくらんぼ(桜山保育園内)
利用者支援事業	子育て家庭等のニーズに合った支援を選び、円滑に利用できるよう、情報提供や支援を行う事業です。	子育て支援課に支援員を配置
妊婦健康診査	妊産婦の健康管理と経済的負担軽減を図るため、妊婦健康診査にかかる費用助成や保健指導を行う事業です。	市内・市外の医療機関
乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業 ：生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や養育環境等の把握を行う事業です。 養育支援訪問事業 ：支援が必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業です。	保健センター (保健師などによる家庭訪問)

その他子ども・子育て支援に関する取組

教育・保育提供体制の充実

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い実費負担が必要となった「副食費」については、国による徴収免除制度に加え、本市独自の補足給付事業として18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降を補助の対象とした経済的支援を行うとともに、教育・保育サービスの提供体制の充実を図っていきます。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い施設等利用給付の制度が新たに創設されました。新たな制度の内容（私学助成幼稚園や認可外保育施設等の利用料を一定条件において無償化）や必要な手続き等、制度の周知を行い、手続きの簡略化等にも努めます。

産後の休業及び育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

産後の休業、育児休業を明けた保護者が、希望に応じて保育施設を利用できるよう、情報提供等の支援を行います。また、休暇の取得を妨げないよう年度途中の利用についても配慮します。

妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実

妊婦健康診査をはじめとした妊娠、出産への支援、保健師、助産師による新生児訪問をはじめとした子どもの健やかな成長発達への支援等に取り組み、妊産婦や子どもの保護者への支援体制の充実に努めます。

また、妊娠初期から子育て期にわたる相談のワンストップ化を行い、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築を図ります。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実並びに県の施策との連携

ひとり親家庭への医療費の助成や、保育所等による障がい児の受入推進に加え、県の専門機関や施策と連携した取組を行うことで、ひとり親家庭の自立支援の促進や障がい児施策の充実を図ります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた県の施策との連携

仕事と生活の調和のための働き方の見直しや、子育て世代を社会全体で支える環境整備への取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解を広め、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。

児童虐待防止対策の充実（子どもの虐待防止対策方針）

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与え、深刻な社会問題となっています。このため、児童福祉法に定められた理念や役割に基づき、児童に対する必要な支援を行うことができるよう、取組を推進していきます。

荒尾市における児童虐待防止対策等の取組方針

● 児童虐待の発生予防

保護者の育児への不安軽減や子育て家庭の孤立しないための取組により適切な支援につなげるよう努めます。

● 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童相談所等との連携を密に取組、迅速かつ的確な対応に努めます。

● 被虐待児の自立支援

里親制度の周知に努め、市内の児童養護施設等をはじめとした地域資源を活用しながら、支援体制の整備を進めていきます。

● 関係者との連携及び支援体制の強化

荒尾市虐待防止等対策地域協議会を中心とし、専門機関及び地域関係者等における情報共有や支援方針の検討を図ります。さらに、子ども家庭総合支援拠点を整備し、きめ細やかな支援を継続的に実施できるよう努めます。

子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）

貧困が世代を超えて連鎖しないよう、関係機関（者）と連携し、支援が必要な対象者を的確に把握し、各種支援制度の周知・活用を促進するため、相談体制の充実を図り、広報・啓発活動を推進していきます。

荒尾市における子どもの貧困対策の取組

● 教育の支援

幼児教育・保育の無償化や子どもの学習・生活支援事業等を通じて、質の高い幼児教育・保育の提供や学習習慣の確立、基礎学力の定着を図ります。

● 生活の安定に資するための支援

自立相談支援事業や利用者支援事業（母子保健型）、家庭児童相談といった各種支援事業を始めとし、不安や悩み等に寄り添った支援に努めます。

● 保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親世帯に対する保育所等の入所選考時の配慮や母子家庭等自立支援教育訓練給付金、就労準備支援事業等、就労に向けた準備や就労後の子どもの預かり等の支援の充実に努めます。

● 経済的支援

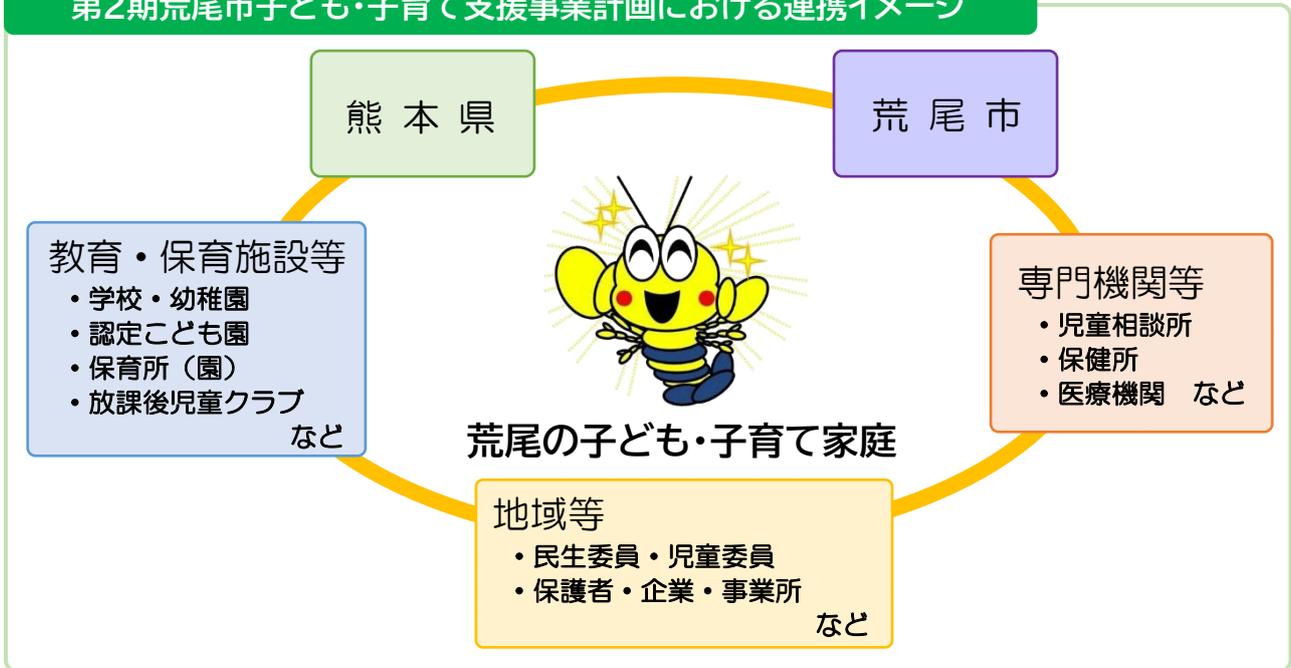
児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度、学校給食費の無償化事業等、経済的負担軽減を図ることで児童の健全な育成を図ります。

計画実現のために

計画の推進体制

保健、福祉、教育等、子育て支援課を中心に市の関係部局が連携して施策を進めていきます。
また、熊本県や子ども・子育て支援の関係機関、地域等とも連携し、子どもと子育て家庭の支援に取り組みます。

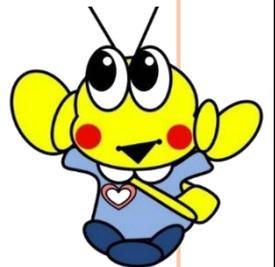
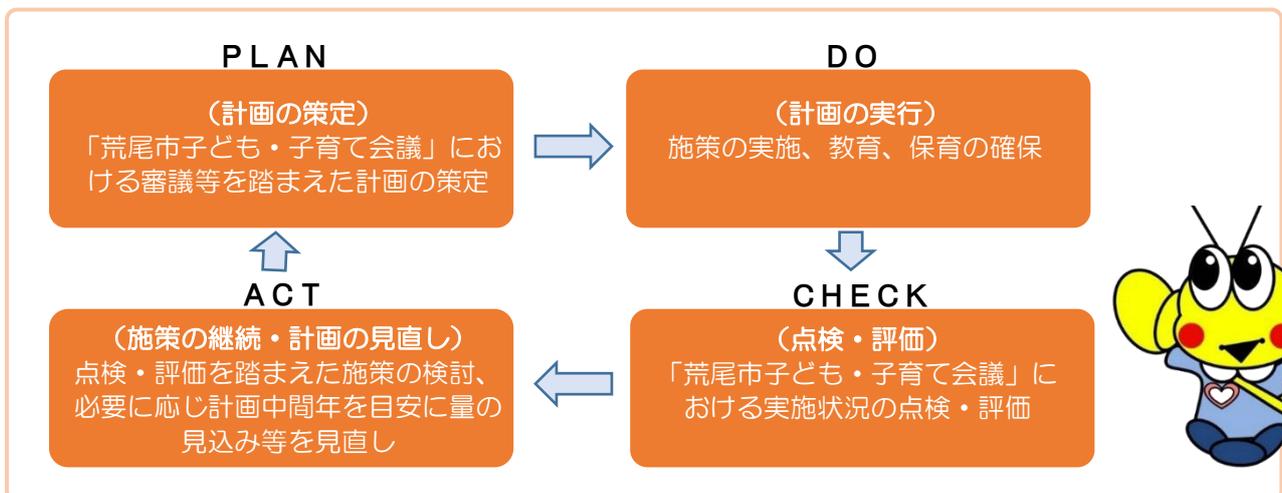
第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画における連携イメージ



進捗状況の点検と評価・公表

計画の進捗状況については、「荒尾市子ども・子育て会議」において、専門家や子育て支援事業従事者等の様々な視点から点検・評価を実施するとともに、本市のホームページ等にて公開します。

また、本計画における量の見込みや取組内容等は、社会情勢や国の施策の展開状況等の動向を勘案したうえで必要に応じて見直しを行います。



発行 熊本県荒尾市
企画・編集 保健福祉部子育て支援課

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地
TEL (0968) 63-1417 FAX (0968) 62-2881